

研究会

● アセスメント研究会

本研究会では、フード・コミュニケーション・プロジェクト(以下 FCP とする)の基本的な考え方に基づき、横浜商科大学地域産業研究所(小林二三夫所長)の主催により情報共有ネットワーク参加の皆様に参加を呼びかけられます。「協働の着眼点」等を活用したアセスメント全般(セルフ、二者間、第三者)に関する個々の活動を共有し、広く普及させるための意見交換が行われるとのことです。

具体的には、「協働の着眼点」や、それを用いた評価軸等を活用した、アセスメント全般(セルフ、二者間、第三者)に関する個々の活動をご報告いただき情報を共有するとともに、個々の活動のスムーズな立ち上がり、評価軸の共有化の可能性、アセスメント全般の認知度向上等に関する、ご提案や課題解決に向けた意見交換を行うとのことです。

併せて、「協働の着眼点」を活用した食品事業者の取組事例に関する情報を広くご提供いただき、意見交換を行うとともに、「協働の着眼点」をより良いものに見直すための情報の提供、改善に向けた提案をしていただきます。

回	開催日	議事次第
第1回	平成24年 2月16日(木)	1. 開会挨拶 2. 農林水産省挨拶 3. 自己紹介 4. 平成23年度 FCP アセスメント研究会について 5. ABL の取組について 6. 食品関係事業者様における食の安全・安心への取り組みと損害保険について 7. 農林水産省からの情報提供 8. 意見交換 9. 事務連絡

第1回『FCP アセスメント研究会』議事概要

日時：平成24年2月16日（木）15:00～17:30

場所：中央合同庁舎4号館 12階 1221会議室

出席者：9事業者・団体（14名）

【議事次第】

1. 開会挨拶
2. 農林水産省挨拶
3. 自己紹介
4. 平成23年度FCPアセスメント研究会について（地域産業研究所）
5. ABLの取組について（岩手銀行様）
6. 食品関係事業者様における食の安全・安心への取り組みと損害保険について
（株式会社損害保険ジャパン様）
7. 農林水産省からの情報提供（農林水産省）
8. 意見交換
9. 事務連絡

【議事概要】

横浜商科大学地域産業研究所小林所長より開会の挨拶を行った後、農林水産省食料産業局企画課食品企業行動室神井室長より、挨拶を兼ねFCPの取り組み及びアセスメント研究会の位置付け等の概要説明が行われた。

その後出席者の自己紹介が行われた。

平成23年度FCPアセスメント研究会について

アセスメント研究会ではこれまで「協働の着眼点」等を活用したアセスメント全般（セルフ、二者間、第三者）に関する個々の活動の情報を共有し、広く普及させるための意見交換が行われてきたことの説明があった。

その中でABLのアセスメントに「協働の着眼点」が利用できないかという観点から、ABLの実態を把握するためにABLを活用して事業を行っている事業者（三重県尾鷲物産：水産加工、岩手県A畜産：和牛肥育、岩手県B精麦：養豚）にヒアリングを行った結果が報告された。

- ・ ABLの利用により、タイムリーに運転資金を調達できるようになった。
- ・ 事業者が「協働の着眼点」に沿って飼育等の活動を行っていることにより、事業者の資産価値を高く評価できる可能性がある。
- ・ 「協働の着眼点」の意識を金融機関・借主が共有することで、担保物件（稚魚・子牛・子豚など）が管理の行き届いた状態で維持されていることを確認できる効果が期待される。

その他三重県伊勢神宮の外宮奉納市に於いて、市に出品する品を選定する方法として「協働の着眼点」を利用することについて、検討を行っていることが紹介された。

ABLの取り組みについて（岩手銀行様）

地域の多彩な資金需要に応えるために、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資として ABL を行っている。その事例として、株式会社南部美人：酒類製造、高源精麦株式会社：養豚、株式会社伊藤商店：水産加工の計 3 社が紹介された。

借り手のメリット

- ・ 季節変動など資金調達の多様化に対応できた
- ・ 不動産担保・個人保証に依存しない資金調達が可能になった
- ・ 貸し手とのリレーション強化が図られた

貸し手のメリット

- ・ 企業が保有する商品の担保化による保全対策が可能になった
- ・ 継続的なモニタリングにより、業況変動の把握が可能となり、取引先とのリレーションが強化された

課題

- ・ 金融機関によるモニタリングのノウハウが不足
- ・ 借り手側の在庫が担保に取られるといった ABL に対するマイナスイメージを払拭することが求められる
- ・ 処分市場などを含めたマーケットの活性化が必要

食品関係事業者様における食の安全・安心への取り組みと損害保険について（株式会社損害保険ジャパン様）

食品（生産物）を原因とする第三者への賠償リスクに対応する保険である「生産物賠償責任保険（PL 保険）」、及び食品の回収リスクに対応する保険である「生産物回収費用保険」を例に説明が行われた。

各保険の引き受けにあたり、食品関係事業者の食の安全・安心への取り組み状況を確認し、相当程度の取り組みがなされていると判断できる場合はリスクが低いと判断し、引受判断・保険料（割引）への反映を行っているということが説明された。

農林水産省からの情報提供

農林水産省神井室長より、FCP の全体像・これまでの取り組みについての説明が行われた。

- ・ これまでの活動の結果、「協働の着眼点」を基に「BASIC16」、「展示会・商談会シート」「共通工場監査項目」等がまとまっているので、各事業者の実情に応じて活用をお願いしたい。
- ・ 関連した施策として農林水産省が取り組んでいる「農林漁業成長産業化ファンド（仮称）」の概要が説明された。これは農林漁業事業者を 6 次産業化することについてファンドを作り支援する内容で、今後法案審議等が行われる予定になっている。

意見交換

ABL の適用や損害保険に於ける引受判断・保険料割引の判断をする場合、与信判断を行う根拠についてが話題となり、それに対し ABL・損害保険を行っている事業者から実情が紹介された。

- ・ （ABL）評価会社による担保の評価は参考にするが、実際は経験による判断が大きい。
- ・ （損害保険）対象社が ISO や HACCP 等の基準を充足しているかを判断材料にしている。しかし全ての企業がこれらを満たしているわけではなく、それら

を多少緩めた基準として、FCP「協働の着眼点」に即した取り組みを行っているかを判断基準にできるかが検討課題である。

与信判断を行う際にかかる費用について話題となり、同じく ABL・損害保険を行っている事業者から実情が紹介された。

- ・ 生産物賠償責任保険（PL 保険）について、掛金は 20 万円/年程度となる（売上高 2 億円/年以下・保険金額 1 億円とした場合。掛金額は業種・売上高や保険金額により異なる）。
- ・ 生産物回収費用保険について、補償内容を充実させたコースで掛金は 100～200 万/年程度（売上高 10 億円/年とした場合）となり、シンプルなコースで掛金は数十万円/年となる（売上高 5 億円/年とした場合）（いずれも掛金額は業種・売上高や保険金額により異なる）。
- ・ ABL について、現地調査・モニタリングを行う場合で数百万円/年、サンプリングだけ行う場合は数十万円/年、レポートのみであれば数万円/年となり、加えてそれぞれに別途金利がかかる。

その他

事務連絡

来る平成 24 年 3 月 2 日（金）に FCP 成果報告会（13：30～ 於東京大学農学部 弥生講堂一条ホール）が開催されることの連絡及び出席依頼があった。

地域産業研究所小林所長より、今後のアセスメント研究会のあり方について、皆さんからの意見を聞き検討したいという発言があり、以上で研究会が終了した。

（文責 横浜商科大学地域産業研究所）

以上